

中国の「海洋強国」化と海洋関係法制 —国家海洋局の機能強化を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 「海洋強国」化と法整備

- 1 「海洋強国」の建設
- 2 「海洋強国」化に向けた法整備の方針

II 海洋法制の整備状況

- 1 海洋関係法規
- 2 主な法執行機関

III 国家海洋局の機能強化

- 1 国家海洋局の統合再編
- 2 新たな国家海洋局

おわりに

翻訳：国家海洋局の主要業務、内部組織及び人員編制規定

はじめに

中国は約 960 万 km² という広大な国土を有するが、内陸部は特に自然条件の厳しい地域が多く、発展が遅れている。中国の人口は 13 億人を超え、世界の総人口の 22% を占める。しかし、1 人当たり陸地面積は約 0.008 km²、1 人当たり淡水資源は約 2,300 m³ でそれぞれ世界平均の 4 分の 1 であり、耕地面積は世界全体の約 7% に過ぎない⁽¹⁾。

一方、中国の海岸線（島嶼を除く）の総延長は約 1 万 8000 km、領海面積は約 37 万 km²、排他的経済水域の面積は約 300 万 km² であり、島嶼の数は 6,500 以上とされる⁽²⁾。全国 31 の省・自治

区・直轄市のうち沿海部に位置するのは 11 であるが、主としてこれら沿海各省が中国の経済成長を牽引してきた。近年、中国では海洋関係の GDP の伸びが著しく、推計によると、2007 年の約 2.5 兆元が 2012 年には 5 兆元以上へと増した⁽³⁾。漁業資源、鉱物資源を始めとして、持続可能な経済発展を目指す中国にとって、海洋の持つ意味は極めて大きい。

このような状況の中で、中国は海洋大国として発展を目指す方針の下、海洋政策を国の重点政策の 1 つと位置付け、海洋の開発と管理を強化して海洋権益の確保を図ると同時に、関連法制及び法執行体制の整備を進めてきた。2012 年には、更に一步進んで「海洋強国」という政策目標が明確に打ち出され、2013 年の中央省庁再編においては、海洋行政の中心的な官庁である国家海洋局が機能強化のため統合再編された。

本稿では、「海洋強国」化を目指す中国の海洋法制整備の状況と、国家海洋局を中心とする海上法執行機関の最近の動向を紹介する。末尾に、2013 年に行われた国家海洋局の統合再編に関する規定の全訳を付す。

I 「海洋強国」化と法整備

1 「海洋強国」の建設

「海洋強国」は、2012 年 11 月 8 日の中国共産党第 18 期全国代表大会における胡錦濤総書記（当時）の報告⁽⁴⁾において提起された。この

(1) 国家海洋局海洋发展战略研究所课题组编著『中国海洋发展报告 2013』海洋出版社, 2013, p.216.

(2) 『中华人民共和国年鉴 2012』中华人民共和国年鉴社, 2012, p.14.

(3) 「2013, 海洋强国坚定起步」『人民日报』2013 年 1 月 11 日

(4) 胡锦涛「坚定不移沿着中国特色社会主义道路前进 为全面建成小康社会而奋斗—在中国共产党第十八次全国代表大会上的报告」『新华月报』2012 年第 23 期, 2012.12, pp.15-27.

報告の第8章「生態文明建設を全力で推進する」の中の「海洋資源開発能力を向上させ、海洋経済を発展させ、海洋生態環境を保護し、国の海洋権益を断固守り、海洋強国を建設する」がその箇所である。海洋資源の確保により経済発展の基盤をより強固なものとする、という戦略的方針がここで示された。「海洋強国」という発展戦略は、この党大会で発足した習近平体制にも引き継がれた。

「海洋強国」の建設とは具体的に何を指すのか。2013年1月10日に開催された2013年全国海洋工作会议では、中国が「小康社会」⁽⁵⁾を実現する目標年と定めている2020年までに、「海洋強国」を実現するために次の10項目の達成を目指すとしている。それは、①海洋関係GDPを2010年から倍増、②海洋技術革新能力の大幅な向上、③海域・海島の資源利用の節約及び集約化、④近海生態環境の悪化防止、⑤防災減災能力の向上、⑥業務・サービスの能力向上、⑦国際海洋事務への関与拡大、⑧海洋に対する国民意識の向上と海洋関係法体系の整備、⑨国の海洋権益と安全の維持、⑩沿海地域における「海洋強省・強市・強県」の整備である。⁽⁶⁾

2 「海洋強国」化に向けた法整備の方針

上述のように、海洋関係法体系の整備は、「海

洋強国」建設の達成目標の中に盛り込まれ、重点政策の1つと位置付けられている。

国務院は2013年1月、2011年から2015年までの第12次5か年計画期間の海洋政策の方針として「国家海洋事業発展“一二五”計画」⁽⁷⁾を制定した。その中では、①南極活動管理条例の制定、②海洋経済、渤海海域、海洋防災減災、海洋巡航法執行、大洋探査、海の軍事管理及び海洋基本法等の立法研究、③海域使用、海上交通安全、海洋廃棄物等の関連法制の整備、④法律の実施細則の整備などが法整備の重点として挙げられている。

II 海洋法制の整備状況

1 海洋関係法規

中国の海洋関係の主な現行法規は、次頁の表のとおりである。

1980年代以降、中国の海洋関係の法整備は大きく進展した。改革開放政策の下で、海洋環境保護法⁽⁸⁾(1982年)、海上交通安全法⁽⁹⁾(1983年)、漁業法⁽¹⁰⁾(1986年)、海商法⁽¹¹⁾(1992年)など経済活動に関わる重要な法律が多数制定された。

領海に関しては、1992年に領海及び接続水域法⁽¹²⁾が制定され、1996年には国連海洋法条約を批准⁽¹³⁾した。その後、1998年の排他的経済水

(5) 中国の定める経済発展の到達段階の1つで、安定しやや余裕のある経済水準に達した社会を指す。

(6) 「建設海洋強国の内涵和目标(全国海洋工作会议2013年1月10日北京)」国家海洋局〈http://www.soa.gov.cn/xw/zxbd/2013/2013qggzhy/hyqg/201301/t20130110_23630.html〉以下、インターネット情報は2013年12月25日現在である。

(7) 「国家海洋事业发展“一二五”规划」国家海洋局〈http://www.soa.gov.cn/zwgk/fwjgwywj/shxzfg/201304/t20130411_24765.html〉

(8) 「中华人民共和国海洋环境保护法」国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199912/19991200267402.shtml>〉

(9) 「中华人民共和国海上交通安全法」同上〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/198309/19830900267467.shtml>〉

(10) 「中华人民共和国渔业法」同上〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200408/20040800267363.shtml>〉

(11) 「中华人民共和国海商法」同上〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199211/19921100267560.shtml>〉(第1章～第5章)、〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199211/19921100267451.shtml>〉(第6章～第15章)

(12) 「中华人民共和国领海及毗连区法」同上〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199202/19920200267617.shtml>〉

(13) 「全国人民代表大会常务委员会关于批准《联合国海洋法公约》的决定」同上〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199605/19960500267262.shtml>〉

表 中国の主な海洋関係法規

種別	名称	公布機関	公布/改正期日	施行(発効)期日
基本法	領海に関する中華人民共和国政府の声明	全国人民代表大会常務委員会採択、中国政府発表	1958.9.4	1958.9.4
	「国連海洋法条約」批准に関する全国人民代表大会常務委員会の決定	全国人民代表大会常務委員会	1996.5.15	1996.5.15
	領海及び接続水域法	全国人民代表大会常務委員会	1992.2.25	1992.2.25
	排他的経済水域及び大陸棚法	全国人民代表大会常務委員会	1998.6.26	1998.6.26
	海域使用管理法	全国人民代表大会常務委員会	2001.10.27	2002.1.1
	海鳥保護法	全国人民代表大会常務委員会	2009.12.26	2010.3.1
	釣魚島及びその附属島嶼の領海基線に関する中華人民共和国政府の声明	国務院	2012.9.10	2012.9.10
領海基点保護範圍画定及び保護弁法	国家海洋局	2012.9.11	2012.9.11	
海上交通安全	外国籍非軍用船舶瓊州海峡通過管理規則	国務院	1964.6.8	1964.6.8
	海港引航業務規定	交通省	1976.11.12	1976.11.12
	外国籍船舶管理規則	国務院承認、交通省公布	1979.9.18	1979.9.18
	海上交通安全法	全国人民代表大会常務委員会	1983.9.2	1984.1.1
	海上交通事故調査処理条例	国務院承認、交通省公布	1990.3.3	1990.3.3
	船舶・海上施設検査条例	国務院	1993.2.14	1993.2.14
	海上航行警告・航行通告管理規定	国務院承認、交通省公布	1993.1.11	1993.2.1
	国際航行船舶中華人民共和国出入港検査弁法	国務院	1995.3.21	1995.3.21
	航路管理條例	国務院	2008.12.27	2009.1.1
	航路管理條例實施細則	交通省	1991.8.29/2009.6.23	1991.10.1/2009.6.23
	航路標識條例	国務院	1995.12.3/2011.1.8	1995.12.3/2011.1.8
	沿海航路標識管理弁法	交通省	2003.7.10	2003.9.1
	国際海運條例	国務院	2001.12.11	2002.1.1
	港湾法	全国人民代表大会常務委員会	2003.6.28	2004.1.1
	海商法	全国人民代表大会常務委員会	1992.11.7	1993.7.1
水上水中活動通航安全管理規定	交通省	2011.1.27	2011.3.1	
海船舶員適性試験及び証書発行規則	交通省	2011.12.27	2012.3.1	
海洋資源開発・保護	水産資源繁殖保護條例	国務院	1979.2.10	1979.2.10
	漁業法	全国人民代表大会常務委員会	1986.1.20/2000.10.31/2004.8.28	1986.7.1/2000.12.1/2004.8.28
	漁業法實施細則	国務院承認、農漁業省公布	1987.10.20	1987.10.20
	漁港水域交通安全管理條例	国務院	2011.1.8	2011.1.8
	水生野生動物保護實施條例	国務院承認、農業省公布	1993.10.5	1993.10.5
	漁業船舶検査條例	国務院	2003.6.27	2003.8.1
	鉱産資源法	全国人民代表大会常務委員会	1986.3.19/1996.8.29	1986.10.1/1997.1.1
	海洋石油資源対外採掘協力條例	国務院	1982.1.30/2011.9.30	1982.1.30/2011.11.1
	港湾海岸線使用審査管理弁法	交通省、国家發展改革委員会	2012.5.22	2012.7.1
	漁業船舶登記弁法	農業省	2012.10.22	2013.1.1 (注1)
漁業船舶水上安全事故報告・調査處理規定	農業省	2012.12.25	2013.2.1 (注2)	
文化財	水中文化財保護管理條例	国務院	1989.10.20	1989.10.20
海洋生態環境保護	海洋環境保護法	全国人民代表大会常務委員会	1982.8.23/1999.12.25	1983.3.1/2000.4.1
	海洋石油探査開発環境保護管理條例	国務院	1983.12.29	1983.12.29
	船舶海域汚染防止管理條例(廃止)	国務院	1983.12.29	1983.12.29
	船舶海洋環境汚染管理條例	国務院	2009.9.9	2010.3.1
	廃棄物海洋投棄管理條例	国務院	1985.3.6	1985.4.1
	船舶環境汚染防止管理條例	国務院	1988.5.18	1988.6.1
	陸源汚染物海洋環境汚染損害防止管理條例	国務院	1990.6.22	1990.8.1
	海岸工事建設プロジェクト海洋環境汚染損害防止管理條例	国務院	1990.6.25/2007.9.25	1990.8.1/2008.1.1
	海洋工事建設プロジェクト海洋環境汚染損害防止管理條例	国務院	2006.9.19	2006.11.1
	船舶及び関係活動による海洋環境汚染の防止管理規定	交通省	2010.11.16	2011.2.1
	船舶海洋環境汚染緊急対応防備及び緊急対応処置管理規定	交通省	2011.1.27	2011.6.1
	海上船舶汚染事故調査處理規定	交通省	2011.11.14	2012.2.1
測量・地質	測量法	全国人民代表大会常務委員会	1992.12.28/2002.8.29	1993.7.1/2002.12.1
	基礎測量條例	国務院	2009.5.12	2009.8.1
	地質情報管理條例	国務院	2002.3.19	2002.7.1
その他の重要法規	中国が「国連海洋法条約」第298条の規定に基づいて提出した排除声明		2006.8.25 提出	2006.8.25
	200海里を超える大陸棚外部境界の画定に関する中華人民共和国の基本情報		2009.5.11 提出	
	中華人民共和国とベトナム社会主義共和国の北部湾領海・排他的経済水域・大陸棚の境界画定に関する協定		2000.12.25 署名	2004.6.30
	中華人民共和国と日本国の漁業協定		1997.11.11 署名	2000.6.1
	中華人民共和国政府と大韓民国政府の漁業協定		2000.8.3 署名	2001.6.30
	中華人民共和国政府とベトナム社会主義共和国政府の北部湾漁業協力協定		2000.12.25 署名	2004.6.30
	国務院弁公庁、中央軍事委員会弁公庁の外交省等に対する東海の海上航行及び漁業安全の強化に関する意見の通知		1993.5.27	1993.5.27
	「税関密輸取締任務執行船舶の海上緊急追跡権行使に関する国務院の指示」及び「領海及び接続水域法」の執行に関する問題についての税関総署の通知	税関総署	1993.3.18	1993.3.18
	沿海船舶边防治安管理規定	公安省	2000.2.15	2000.5.1
	排他的経済水域漁政巡航管理規定	漁政漁港監督管理局	2005.11.14	2005.11.14
	中華人民共和国管轄海域外国人・外国船舶漁業活動管理暫定規定	農業省	1999.6.24	1999.6.24
	海底ケーブル保護規定	国土資源省	2004.1.9	2004.3.1
	外国資本の中国沿海水域沈没船舶引揚事業参加に関する管理弁法	国務院	1992.7.12	1992.7.12
	訪中外国組織・個人測量事業管理暫定弁法	国土資源省	2007.1.19	2007.3.1
	海洋観測予報管理條例	国務院	2012.3.1	2012.6.1

注1 「漁業船舶登記弁法」(農漁発[1996]2号)は同時に廃止。

注2 現行の「漁業海上交通事故調査處理規則」は同時に廃止。

(出典)「附件15 中国主要海洋法律文件」『中国海洋发展报告2013』海洋出版社,2013,pp.369-372、「表3-1 2011-2012年新增或修订的国家海洋立法」『同』pp.35-36を基に筆者作成。なお、掲出法規及びその種別は、出典資料のままとした。

域及び大陸棚法⁽¹⁴⁾、2001年の海域使用管理法⁽¹⁵⁾、2009年の海島保護法⁽¹⁶⁾と法整備が続いている。現在、海洋基本法の制定に向けた検討が行われている。

海洋権益維持のための法整備も活発である。最近では、尖閣諸島を意識した立法も少なくなない。2012年9月10日、中国は「釣魚島及びその附属島嶼（尖閣諸島の中国名）の領海基線に関する声明」⁽¹⁷⁾を発表し、尖閣諸島の領有権を改めて強く主張した。その翌日の9月11日に、国家海洋局は「領海基点保護範囲の画定及び保護弁法」⁽¹⁸⁾を制定している。更に「領海基点保護範囲画定技術規程（試行）」⁽¹⁹⁾も制定された。一連の動きには、海洋権益維持のための法執行活動を行う際の法的根拠をより強固にする目的のほか、領海基点の保護に対する国民の意識を向上させるねらいもある。

2 主な法執行機関

(1) 国家海洋局とその分局

中国の海洋行政の主管官庁は、1964年7月に国務院直属機関として設置された国家海洋局である。国家海洋局の本局の下に、渤海・黄海、東シナ海、南シナ海の各海区における海洋行政の実務を行う機関として、それぞれ北海分局、東海分局、南海分局が設置されている。本局が国全体の海洋行政の事務に責任を負い、各海区分局は管轄海域の海洋行政に責任を負う。その

ほか、省・自治区・直轄市は、当該管轄区域の海洋行政に責任を負う。

中国では従来、海洋管理は漁業、交通、石油開発など業種ごとにその所管官庁が管理を行ってきたため、当初、国家海洋局の業務は限定的なものであった。1983年になって、国家海洋局は全国の海洋行政を管理する部門であるとの明確な位置付けがなされた。1998年、国家海洋局は国務院直属から国土資源省の管理下に移り、その基本的任務を海洋に係る立法、計画及び管理と定め、主な業務も海域使用管理、海洋環境保護、海洋科学技術、海洋国際協力、海洋防災減災、海洋権益維持の6項目に拡充された。2008年の中央省庁再編では更に、基本的任務として海洋戦略研究と海洋事務の総合調整機能が一層強化され、管轄海域において権益維持のため定期巡航による法執行活動を行うことなどが主な業務に追加された。⁽²⁰⁾

(2) その他の関係省庁

国家海洋行政の主管官庁である国家海洋局のほか、国家発展改革委員会、外交省、国土資源省、環境保護省、科学技術省、交通運輸省、農業省、水利省、公安省、工業情報化省、国家観光局、国家林業局、国家文物局、税関総署の各省庁が、その所管の分野についてそれぞれ海洋関係業務を担当している⁽²¹⁾。

海上法執行については、国家海洋局の中国海

(14) 「中华人民共和国专属经济区和大陆架法」 同上〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199806/19980600267505.shtml>〉

(15) 「中华人民共和国海域使用管理法」 同上〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200110/20011000267815.shtml>〉

(16) 「中华人民共和国海島保护法」 同上〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200912/20091200267550.shtml>〉

(17) 「中华人民共和国政府关于钓鱼岛及其附属岛屿领海基线的声明」 中华人民共和国外交部〈http://www.mfa.gov.cn/mfa_chn/ziliao_611306/zt_611380/dnzt_611382/diaoyudao_611400/t967809.shtml〉

(18) 「領海基点保護範圍選划与保護办法」 中国法学会网〈<http://www.chinalaw.org.cn/html/lawfw/xfsd/bmgz/3104.html>〉

(19) 「海洋局印發領海基点保護範圍選划技術規程（試行）」 中国政府网〈http://www.gov.cn/jrzq/2012-12/04/content_2281664.htm〉

(20) 前掲注(1), pp.237-238.

(21) 同上, p.241.

監のほか、公安省の辺防海警、農業省の中国漁政、税関総署の海上密輸取締警察、交通運輸省海事局の海巡の計5機関が中心となっている。これらの海上法執行機関は、2013年の中央省庁再編において、国家海洋局の機能強化を目的とする統合再編の対象となった。これについては次章で述べる。⁽²²⁾

(3) 軍との連携協力

上述の海上法執行機関と海軍との間では、海洋権益維持のための活動において一定の連携協力関係が構築されている。2013年4月に発表された国防白書「中国の武装力の多様な運用」⁽²³⁾によれば、海軍は、国の海上法執行、漁業生産、石油天然ガス開発などの安全を保障し、海監、漁政等の法執行機関とそれぞれ連携協力メカニズムを構築している。海軍と海監、漁政は、海上での合同演習も実施している。また、この白書では、公安省の辺防海警を海上の法執行の重要な武装力と位置付けている。

Ⅲ 国家海洋局の機能強化

1 国家海洋局の統合再編

2013年の中央省庁再編において、国家海洋局が統合再編により機能強化された。同年3月14日、第12期全国人民代表大会第1回会議で可決された「國務院機構改革及び機能転換計画」⁽²⁴⁾は、国家海洋局の統合再編の目的とその内容について次のように定めている。

海上における統一的な法執行を推進し、法執行の効力を高めるため、現行の国家海洋局

及び中国海監、公安省辺防海警、農業省中国漁政、税関総署海上密輸取締警察の部隊と業務を整理統合し、国家海洋局を再編し、国土资源省がそれを管理する。主な業務は、海洋発展計画の策定、海上権益維持のための法執行の実施、海域使用及び海洋環境保護の監督管理等とする。国家海洋局は、中国海警局の名義で海上権益維持のための法執行を行い、公安省の業務指導を受ける。

海洋事務の統一的な計画と総合調整を強化するため、ハイレベルの協議調整機関として国家海洋委員会を設立する。国家海洋委員会は、国家海洋発展戦略の研究・制定に責任を負い、海洋に係る重大事項を統一的に調整する。国家海洋委員会の具体的な業務の実施は、国家海洋局が担当する。

これにより、従来の5つの海上法執行機関のうち、交通運輸省海事局の海巡を除く4機関が国家海洋局に統合されることになった。その目的は、縦割り組織の弊害や機能の重複を解消し、海上法執行活動の統一性と実効性を高めることにある。

2 新たな国家海洋局

新たな国家海洋局の業務、内部組織、人員編制については、2013年6月9日に公表された「国家海洋局の主要業務、内部組織及び人員編制規定」⁽²⁵⁾において次のように規定された。

(1) 主な業務

国家海洋局は、①海洋関係法規・計画の起草、②管轄海域での海洋権益維持のための法執行、③海域使用管理、④海島保護、⑤海洋生態環境

(22) 中国の海上法執行機関の概要と2013年の統合再編については、竹田純一「中国海警局とは何か—統合された“4龍”の新組織と権能」『世界の艦船』787号、2013.11、pp.147-150参照。

(23) 「中国武装力量の多样化运用」(2013年4月) 国务院新闻办公室〈http://www.gov.cn/jrzg/2013-04/16/content_2379013.htm〉

(24) 「国务院机构改革和职能转变方案」『人民日报』2013年3月15日

(25) 「国家海洋局主要职责内设机构和人员编制规定」(国务院令公布)『国务院公报』2013年第20号

保護、⑥海洋観測・予報及び災害警報、⑦海洋関係の技術革新、⑧海洋経済活動の監視、⑨海洋に係る国際交流・協力、⑩国家海洋委員会の具体的な業務の計10項目について、制度等の策定を行い、その実施を監督する。

(2) 組織機構

国家海洋局の本局には、弁公室、戦略計画及び経済司、政策法制及び島嶼權益司、海警司（海警司令部、中国海警指揮センター）、生態環境保護司、海域総合管理司、予報減災司、科学技術司、国際協力司（香港・マカオ・台湾弁公室）、人事司（海警政治部）、財務装備司（海警後方勤務装備部）の計11の内部組織が設けられる。本局の定員は372名である。

国家海洋局には、本局の下に北海分局、東海分局、南海分局が置かれる。この3つの分局が、各管轄海域において海洋監督管理、權益維持のための法執行を担当する。その際、各分局は、対外的には中国海警局の名義で海上權益維持のための法執行活動を行う。分局の総定員は1万6296名である。

おわりに

「行政法執行の階層を減らし、食品薬品、安全生産、環境保護、労働保障、海域海島等の重点領域の基層法執行力を強化する。」2013年11月12日、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）で採択された「改革の全面的な深化についての若干の重大問題に関する中国共産党中央の決定」²⁶⁾の一節である。海域や海島の現場での法執行力の強化が重点領域の1つとして挙げられている。

現段階では、国家海洋局は新組織への再編の途上にあり、各海区における実際の法執行活動に特段の変化は認められない。しかし、各業務の連携強化や指揮系統の統一は、法執行力の基盤を強化するために欠かせない要素であり、今回の統合再編の持つ意味は大きいと思われる。また、国家海洋委員会の設立によりどのような変化が生じるかについても、今後注意深く観察していく必要がある。

（おかむら しご）

²⁶⁾ 「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」『人民日报』2013年11月16日

国家海洋局の主要業務、内部組織及び人員編制規定

国家海洋局主要职责内设机构和人员编制规定

(国务院令 2013 年 6 月 9 日公布)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

- 一、機能転換
- 二、主要業務
- 三、内部組織
- 四、人員編制
- 五、その他の事項
- 六、附則

第 12 期全国人民代表大会第 1 回会議で承認された「国务院機構改革及び機能転換計画」及び「省庁の管理する国家局の設置に関する国务院の通知」(国発〔2013〕15 号)に基づき、国家海洋局(副省級)を設立し、国土資源省の管理する国家局とする。

一、機能転換

(一) 廃止する業務

- 1. 特定海洋環境予報サービスの資格認定
- 2. 海洋投棄廃棄物検査機関の資格認定
- 3. 海洋石油探査開発における原油流出時緊急対応計画の認可
- 4. 国家級海洋自然保護区実験区内の見学・観光業務の認可
- 5. 海岸工事建設プロジェクト環境影響報告書の審査
- 6. その他「国务院機構改革及び機能転換計画」に基づいて廃止すべき業務

(二) 移管する業務

- 1. 各省内の県境海域の境界線画定は、省級

海洋行政主管部門に移管する。

- 2. その他「国务院機構改革及び機能転換計画」に基づいて移管すべき業務

(三) 強化する業務

- 1. 海洋総合管理、生態環境保護及び技術革新の制度的メカニズムの構築を強化し、海洋事務の統一計画・総合調整メカニズムの整備を推進し、海洋事業の発展を促進する。
- 2. 海上権益維持のための法執行を強化し、中国海警部隊の統一計画、統一構築、統一管理及び統一指揮を行い、法執行行為の規範を確立し、法執行手続を適正化し、海洋権益維持のための法執行能力を向上させ、海洋秩序及び海洋権益を守る。

二、主要業務

(一) 内海、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚その他の海域における海域使用、海洋生態環境保護、海洋科学調査、海島保護等に関する法及び規則の草案の起草に責任を負い、関係部門と協議して海洋発展戦略及び海洋事業発展、海洋主要機能区域、海洋生態環境保護、海洋経済発展、海島保護並びに無人海島開発利用等の計画を策定してその実施を監督し、海洋事務の統一計画及び総合調整メカニズムの整備を推進する。

(二) 海洋権益維持のための法執行の制度及び措置を策定し、法執行の規範及び手続を制定することに責任を負う。我が国の管轄海域に

において権益維持のための法執行活動を行う。海上国境を監視し、海上密貿易、密航、麻薬取引等の犯罪を取り締まり、国の海上安全及び治安秩序を維持し、海上の重要な目標物の安全警護に責任を負い、海上突発事件を処理する。動力漁船底引網禁漁区線の外側及び特定漁業資源漁場の漁業法執行検査に責任を負い、及び漁業生産関連の紛争の調査及び処理を行う。海域使用、海鳥保護並びに無人海鳥開発利用、海洋生態環境保護、海洋鉱産資源探査開発、海底ケーブル敷設、海洋調査測量及び渉外海洋科学研究活動等に係る法に基づく検査に責任を負う。地方レベルの海上法執行業務の指導及び調整を行う。海上緊急対応救援に参加し、法に基づいて海上漁業生産の安全に関わる事故の調査処理を実施し又は参加し、定められた権限に基づいて海洋環境汚染事故等の調査処理を行う。

(三) 海洋機能区画の編制及び実施監督、海域使用管理制度の策定及び実施監督、海岸線及び沿海省境海域の境界線の確定、排他的経済水域及び大陸棚の人工島嶼、施設及び構造物の建造・使用管理規則の起草及び実施監督に責任を負う。

(四) 海鳥保護並びに無人海鳥開発利用管理制度の策定及び実施監督に責任を負い、規定で定めるところにより我が国の海岸帯以外の海域、無人海鳥、海底地形の地名管理に責任を負い、領海基点等の特殊用途に係る海鳥保護管理規則を制定してその実施を監督する。

(五) 海洋生態環境保護に責任を負う。国の統一要求に基づいて、海洋生態環境保護基準・規範及び汚染物海洋投棄総量規制制度の策定とその実施監督、海洋環境の測定監視及び評価の基準の制定とその実施、海洋環境情報の

発表、海洋生態損害に係る国家賠償業務並びに海洋における気候変動対応関係業務を行う。

(六) 海洋観測・予報及び海洋災害警報の制度の策定とその実施監督、海洋観測網計画の策定、海洋予報、海洋災害警報の発令とその公報、海洋環境の安全を保障する体制の構築並びに重大海洋災害緊急対応処置への参加に責任を負う。

(七) 海洋科学技術発展計画の策定及び実施、海洋技術の基準、測定法及び規範の策定、海洋調査の実施並びに海洋技術革新の推進メカニズムの構築に責任を負う。

(八) 海洋経済活動の総合的な計測、統計計算、評価及び情報の公表並びに海洋産業構造最適化に関する政策提言の研究に責任を負う。

(九) 海洋領域の国際交流・協力の実施、対外的な海洋事務の交渉・協議への参加、「国連海洋法条約」「南極条約」等の海洋に係る多国間条約、二国間条約及び協定の履行に責任を負い、並びに極地、公海及び深海底関係の事務を担当する。

(十) 国家海洋委員会の具体的な業務を担当する。その他、国务院、国家海洋委員会及び国土資源省が委任した事項を行う。

三、内部組織

「二、主要業務」で定める業務に基づいて、国家海洋局に次の各号に掲げる 11 の内部組織を設ける。

(一) 弁公室

文書通信、会議事務、機密事項、秘密保持、

文書保管、情報化、監督査察、安全警備等本局の日常の運営事務に責任を負い、行政情報及び広報の業務を担当し、並びに重要文書の起草を行う。

(二) 戦略計画及び経済司

海洋発展戦略及び海洋事業発展並びに海洋主要機能区域等の計画を起草し及び実施を監督し、海洋事務統一計画及び総合調整メカニズムの整備を推進し、海洋経済の発展情勢とその課題を把握し及び分析し、併せて制度メカニズムの整備及び業務改善の提案を行う。国家海洋委員会弁公室の日常業務を担当する。

(三) 政策法制及び島嶼權益司

法及び規則の草案を起草する。海島自然資源調査評価を実施し、海島の統計調査制度及び情報管理システムを構築し、海島統計調査公報を発表し、法に規定する条件及び手順に厳格に従って無人海島使用の行政許可の処理を行い、併せて相応の責任を負う。関係規範文書の合法性審査並びに行政法執行監督、行政異議申立て及び行政訴訟を担当する。

(四) 海警司（海警司令部、中国海警指揮センター）

海洋權益維持のための法執行の制度及び措置を起草し、法執行規範及び手続を策定し、海警部隊の海上權益維持のための具体的な法執行活動の統一的な指揮・配置指示を担当し、海警業務の整備方針及び計画を策定し及び実施し、並びに海警部隊の業務訓練等を実施する。

(五) 生態環境保護司

海洋生態環境保護の状況及びその課題を把握し及び分析し、また、制度メカニズム整備及び業務改善の提案を行い、法に規定する条件及び手順に厳格に従って海洋環境保護の行

政許可の処理を行い、併せて相応の責任を負う。陸地で発生した汚染物の海への排出を法に基づいて監督し、海洋自然保護区及び特別保護区の管理制度及び技術規範を起草してその実施を監督し、海洋生態補償制度を整備し、海洋生物多様性保護事業を推進し、重大海洋生態修復プロジェクトを実施する。

(六) 海域総合管理司

海域使用状況とその課題を把握して分析し、また、制度メカニズム整備及び業務改善の提案を行い、法に規定する条件及び手順に厳格に従って海域使用の行政許可の処理を行い、併せて相応の責任を負う。海域使用政策及びその技術規範を起草し、海域動態監視業務を担当し、並びに海岸線及び省境海域の境界画定業務を推進する。

(七) 予報減災司

海洋の観測、予報及び評価の管理規則を起草してその実施を監督し、海洋環境の安全を保障する体制を構築する。海洋防災減災制度メカニズムの構築を推進し、海洋災害緊急対応マニュアルを策定し、地方レベルの海洋防災減災業務の指導及び調整を行い、並びに重大海洋災害緊急対応処置に参加する。

(八) 科学技術司

海洋科学技術の発展計画、技術基準、測定法及び規範を起草してその実施を監督し、海洋の基礎調査、総合調査、特定調査及び海洋科学技術の研究・応用を実施し、海水利用及び海洋再生可能エネルギー開発利用の事業を推進し、並びに海洋のデジタル情報化及び海洋領域衛星応用関連事業を担当する。

(九) 国際協力司（香港・マカオ・台湾弁公室）

海洋領域の国際交流・協力及び香港・マカ

オ・台湾地域との交流・協力を展開する。法に規定する条件及び手順に厳格に従って渉外海洋科学研究の行政許可の処理を行い、併せて相応の責任を負う。対外的な海洋事務の交渉・協議に参加し、海洋関係の多国間・二国間条約及び協定を履行する。

(十) 人事司（海警政治部）

国家海洋局本局及びその直属機関の人事管理、組織編制、教育研修業務を担当し、海洋人材育成の計画及び政策を策定する。海警部隊の党組織建設、幹部要員養成の政策規定を起草し、思想政治工作を指導・展開し、海警部隊の幹部考査及び任免等を担当する。

(十一) 財務装備司（海警後方勤務装備部）

国家海洋局本局及びその直属機関の予算決算、財務及び国有資産管理を担当する。海警部隊の基本建設、装備、後方勤務建設の方針、計画を起草し及び実施し、経費、物資、装備基準及び管理制度を策定し、装備物資の調達を行う。

国家海洋局本局党委員会を置き、国家海洋局本局及びその直属機関の党と大衆組織に係る業務に責任を負う。

離退職幹部局を置き、国家海洋局本局の離退職者に係る業務に責任を負い、その直属機関の当該業務を指導する。

四、人員編制

国家海洋局の本局の人員編制は、372名とする。内訳は、次のとおりとする。局長1名及び副局长4名を置く。副局长1名を増員してこれに中国海警局局長を兼任させる。国家海洋局局長は、中国海警局政治委員を兼任する。規律委員会書記1名を置く。幹部職員

44名（うち、総工師1名、中国海警局副局长2名、副政治委員1名、本局党委員会専任副書記1名及び離退職幹部工作組織管理職1名とする。）を置く。

五、その他の事項

(一) 国家海洋局北海分局、東海分局、南海分局を置き、管轄海域の海洋監督管理及び權益維持のための法執行の業務を行い、対外的には中国海警北海分局、東海分局、南海分局の名義で海上權益維持のための法執行を行う。これら3つの海区分局は、沿海省（自治区・直轄市）に11の海警総隊及びその支隊を置く。中国海警局は、海警総隊を直接指揮して海上權益維持のための法執行を行うことができる。以上の人員編制は、1万6296名とする。具体的な機構設置、業務及び編制については別に定める。

(二) 公安省との関係業務の分担は、次のとおりとする。国家海洋局は、中国海警局の名義で海上權益維持のための法執行を行い、公安省の業務指導を受ける。

(三) 国土資源省との関係業務の分担は、次のとおりとする。

1. 海洋管理及び法執行に関する規則は、国家海洋局が起草して国土資源省省務会議で審議し承認した後、国土資源省が公布する。
2. 国土資源省は、海洋資源の保護及び合理的利用に責任を負い、陸海統一計画を強化し、並びに国土計画、土地利用全体計画及び鉱産資源全体計画の総合調整機能を強化する。国家海洋局は、海洋鉱産資源探査開発の法執行検査に責任を負い、違法行為に対し法に基づいて行政処罰を行い、並びに行政許可の取消しが必要であると認めると

きは、交付機関に対しその取消しを求める。

3. 国土資源省は、海面埋立ての竣工検収後、新たに増えた土地の用地管理及び登記証書交付に責任を負い、国家海洋局は、海面埋立ての竣工検収前の海洋利用管理に責任を負い、並びに海面埋立ての年度計画・プロジェクト及び土地利用の年度計画・プロジェクトの統一的な連携を共同で行う。

(四) 農業省との関係業務の分担は、次のとおりとする。

1. 農業省は、漁業政策・計画・基準の策定、休漁期の制定及び禁漁令の公布に責任を負う。国家海洋局は、海洋漁業政策・計画・基準の策定に参加し、動力漁船底引網禁漁区線の外側及び特定漁業資源漁場の漁業法執行検査を実施し、違法行為に対し法に基づいて行政処罰を行い、並びに行政許可の取消しが必要であると認めるときは、交付機関に対しその取消しを求める。
2. 農業省は、二国間又は多国間の漁業協定及び地域内国際漁業組織の交渉並びに当該取決めの履行に責任を負う。国家海洋局は、二国間の漁業交渉及び取決めの履行に関与し、二国間漁業協定に基づいて共管水域の漁業法執行検査を実施し、並びに関係国・地域の対応する漁業法執行機関と海上合同法執行検査を実施して調整する。
3. 農業省は、国家海洋局等と海洋漁業水域生態環境保護の政策制度を策定し、海洋野生動植物資源調査を実施し、並びに法に基づいて捕獲及び飼育繁殖の許可を行う。農業省と国家海洋局は、海洋野生動植物自然保護区画定プランを共同で提出し、国家海洋局は、法執行検査に責任を負い、違法行為に対し法に基づいて行政処罰を行い、並びに行政許可の取消しが必要であると認めるときは、交付機関に対しその取消しを求

める。

(五) 税関総署との関係業務の分担は、次のとおりとする。

1. 税関と中国海警は、情報交換共有メカニズムを構築し、税関の密輸取締部門が発見した海上密輸関係情報は速やかに中国海警に提供しなければならない。中国海警は海上取締りを実施し及びその状況をフィードバックし、管轄権限に基づいて事案の移管を行い、双方は事案の移管等の具体的な規則を共同で制定する。
2. 税関と中国海警は、協力連携行動を強化し、海上及び沿海の税関未開設地で発生した重大な密輸に対し、統一配置、統一行動により合同で密輸取締りを行うことができる。
3. 税関は、陸上、内陸河川、国境河川・湖沼での密輸取締り及び事件調査において、海上における密輸を発見したときは、中国海警に通知しなければならない。中国海警は、速やかにその取締りに向かわなければならない。中国海警は、海上密輸の取締りの過程において陸上、内陸河川、国境河川・湖沼における密輸を発見したときは、速やかに税関密輸取締部門に通知し調査・取締りを行わせなければならない。
4. 税関は、監視し及び管理する船舶が税関の許可を得ないで税関の監視管理区域を離れるのを発見したとき、又は監視及び管理に際して法執行に対する暴力による抵抗があったときは、中国海警に通告することができ、中国海警は、それを阻止しなければならない。
5. 税関と中国海警は、珠江河口水域の密輸の取締りの協力連携行動を強化し、双方は、淇澳島大王角と孖州島標識灯を結ぶ線の内側の水域で密輸の取締りを行うときは、互

いに法執行の支援を行う。

(六) 交通運輸省との関係業務の分担は、次のとおりとする。

1. 交通運輸省及びその中国海事部隊は、水上交通の安全監督管理、船舶及び関係水上施設の検査及び登記、船舶による海洋汚染の防止及び航海の保障等の行政管理及び法執行の業務を行う。海上交通事故、船舶及び関係水上施設の汚染事故の緊急対応処置に責任を負い、海上権益維持のための法執行活動に協力する。
2. 中国海警は、権益維持のための巡航による法執行の過程で船舶及びその関係する作業が海洋環境汚染を引き起こしていることを発見したときは、直ちに措置を講じてこれを制止し、併せて現場検証を行わなければならない。その処罰は、船舶による海洋汚染の防止に関する国際条約及び法に基づいて関係主管部門が行う。
3. 交通運輸省と国家海洋局は、海上における法執行、汚染防止等に関する調整・協力メカニズムを共同で構築してそれを実施する。

(七) 環境保護省との関係業務の分担は、次のとおりとする。

1. 環境保護省は、海洋生態環境保護業務を指導し、調整し及び監督し、並びに陸地で発生した汚染物及び海岸工事建設プロジェクトによる海洋汚染の被害を防止するための環境保護業務に責任を負う。国家海洋局は、海洋生態環境の監督管理に責任を負い、海洋生態環境の調査、観測、監視、評価及び研究を行い、海洋工事建設プロジェクト

及び海洋への廃棄物投棄による海洋汚染の被害を防止するための環境保護業務に責任を負う。

2. 両部門は、重大及び特大規模の環境汚染・生態破壊事件の調査処理における連携協力を強化し、速やかに関係情報を相互に通報する。
3. 両部門は、海洋生態環境保護データの共有メカニズムを構築し、相互に相手方に対し海洋生態環境管理及び環境監視等のデータを提供する。
4. 両部門は、海洋生態環境保護合同法執行検査を強化し、沿海地域の各級政府及び海洋関係各部門が海洋生態環境保護責任を果たしているかどうかについて監督検査を行う。

(八) 所属事業機関の設置、業務及び編制は、別に定める。

六、附則

この規定は、中央機構編制委員会弁公室が解釈の責任を負い、その改正は、中央機構編制委員会弁公室が所定の手続に従って行う。

この規定の機能転換のうち、廃止する業務の第3項及び第5項に関する法改正は、法に定める手続に従って行う。

出典

- ・「国家海洋局主要职责内设机构和人员编制规定」『国务院公报』2013年第20号

(おかむら しがこ)